

アベノミクス国家戦略特区活用事業

旅行者が賃貸住宅の空き物件に泊まれるサービス 『TOMARERU ～日常を旅しよう！～』

(株)エイブルと、とまれる(株)が業務提携

2014年5月22日
株式会社エイブル
とまれる株式会社

株式会社エイブル(本社:東京都港区、代表取締役社長:梁瀬 泰孝、以下「エイブル」と)と、とまれる株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:三口 聡之介、以下「とまれる」)は、旅行者向け宿泊マッチングサービス『TOMARERU ～日常を旅しよう！～』以下『TOMARERU』について業務提携いたします。

『TOMARERU』は、アベノミクス第三の矢、成長戦略の中心と考えられる「国家戦略特別区域法」の旅業法の適用除外を活用するサービスで、2020年東京オリンピックなどに向けて増加する訪日外国人旅行者を主要ターゲットとし、日本の民家に泊まりたいと考える旅行者と、国家戦略特別区域内に空き物件を所有するオーナー様を予約サイト(<http://tomareru.jp/>)を通じてつなげます。

本サービスでは、物件オーナー様には、物件の賃貸に加え、新たな運用方法の選択肢として『TOMARERU』をご活用いただけ、旅行者にとっては、日本での宿泊施設として賃貸物件が加わることで、より選択の幅が広がります。また、訪日外国人旅行者を多く受け入れることで、海外から投資を呼び込む一助になることも期待されます。

今回の業務提携により、「エイブル」は、国家戦略特別区域である東京都9区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区)、千葉県成田市、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県において、『TOMARERU』を、物件オーナー様にご提案し、賃貸住宅の新しい利活用を推進してまいります。

「とまれる」は、国家戦略特別区域において2015年3月末までに3,000件(サービス開始時1,000件目標)の宿泊先登録を目指し、2014年秋より事業展開が予定される区域から、順次サービスを展開してまいります。

『TOMARERU』は、サイト上で宿泊施設を案内するほか、コールセンターを設け、物件オーナー様及び滞在中の宿泊者のご要望などにも対応してまいります。

また、賃貸物件が宿泊用として利用されるためには、国家戦略特別区域内において旅業法適用除外の認定が必要になりますが、認定条件となる、家具や寝具、食器類、キッチン用品、リネンなどのレンタルをはじめ、鍵の管理やクリーニング、メンテナンスなど宿泊施設としてのサポートサービスも物件オーナー様のご希望により同時にご提供してまいります。

<参考>

「国家戦略特別区域法」の旅業法適用除外に認定されるための物件条件例(政令)

- 7～10日以上滞在中
- 訪日外国人旅行者の滞在に適した施設であること
(広さ25㎡以上、バストイレ・冷暖房完備、衛生的であること等)
- 施設の使用に関する外国語を用いた案内のほか、緊急時対応、外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制が確保されていること



物件イメージ

「エイブル」と「とまれる」は、『TOMARERU』を通じ、賃貸物件の利活用の推進とともに、お客様と時代のニーズに応えた新たな価値創造に取り組んでまいります。

Press Release

<『TOMARERU』事業概要>

- サイト名 : 『TOMARERU ～日常を旅しよう!～』
- サービス内容 : 国家戦略特別区域内に部屋、空き物件を所有する物件オーナー様を予約サイト(<http://tomareru.jp/>)を通じて 簡単、安全につなげるオンライン宿泊マッチングサービス
- 開始予定 : 2014年秋予定(掲載物件の審査を含む行政機関の対応が完了次第開始)
- 対象エリア : 「国家戦略特別区域法」が指定する地域
東京都9区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区)、千葉県成田市、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県
- 宿泊登録物件数 : 2015年3月末 3,000件目標

<物件オーナー様向けサービス>

コールセンターを設置し、国家戦略特別区域における旅館業法の適用除外認定に向け、以下のサービスを提供

- ① 家具(TV、テーブル、椅子、ソファなど)、寝具(ベッド、布団など)、食器類、キッチン用品、リネンなどのレンタル
- ② 宿泊時の鍵の管理(鍵の暗証番号キー変更や鍵の受け渡しなど)
- ③ クリーニング(物件・備品の汚れ、損壊等の 確認、清掃など)
- ④ メンテナンス(消耗品の交換、補充などを含む)

<宿泊者向けサービス>

コールセンターを設置し、予約時及び滞在中の宿泊者の要望に対応

<参考>

「国家戦略特別区域法」の旅館業法適用除外

(特区法第13条)

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当する事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以降は、当該事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに、当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

参考: 首相官邸 国家戦略特区ワーキンググループ 関係各省からのヒアリング
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/260121_kourou_ryokan.pdf

※本資料は、国土交通省記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、経済産業記者会、総務省記者クラブ、情報通信記者会に配布しております。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社エイブル&パートナーズ 秘書室 広報 海川 / 中田
TEL: 03-5770-2618 FAX: 03-5770-2607 MAIL: pr@able-partners.co.jp

とまれる株式会社 事業開発部 大野 / 小柳
TEL: 03-6206-9176 FAX: 03-6893-0293 MAIL: info@tomareru.jp

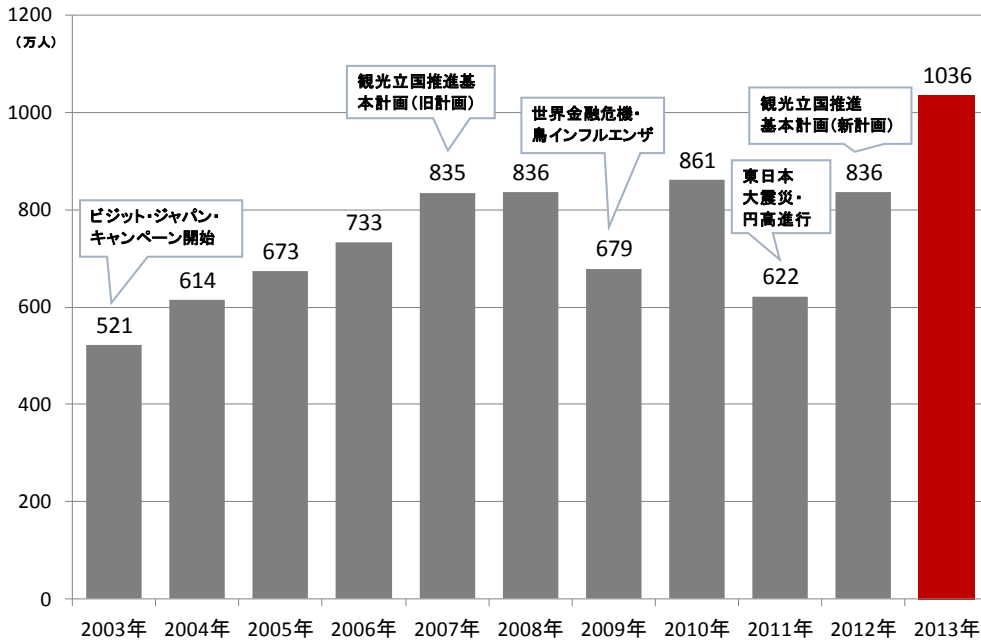
Press Release

<参考>

1. 増加する訪日外国人旅行者

東日本大震災により2011年に一旦は落ち込んだものの、訪日外客数は増加傾向にあり、2014年4月の訪日外客数は単月過去最高の123万2千人を記録。

<訪日外客数の推移>

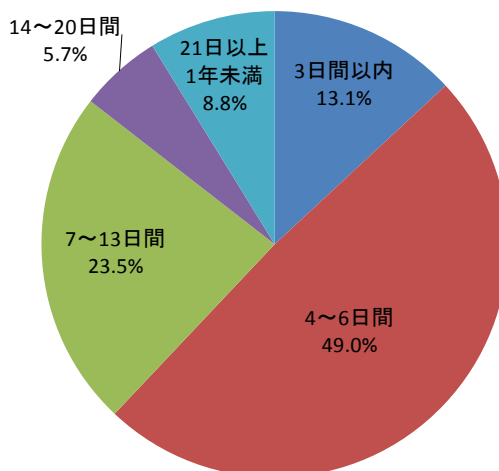


(日本政府観光局調べ)

2. 訪日外国人旅行者の滞在日数

訪日外国人旅行者の滞在日数は、「4～6日間」の滞在が約5割と最も多く、「7～13日間」の滞在が次に続く。平均宿泊数は11.9泊。

<訪日外国人の滞在日数>



(観光庁「訪日外国人の消費動向 平成25年 年次報告書」より)